

令和2年7月1日

発 言 者	発 言 要 旨
高橋(啓)委員	特別定額給付金の支給について、県内市町村の状況はどうか。
市町村課長	<p>6月26日現在、県内約40万5000世帯に対し総額で1,054億8,000万円を給付済みとなっている。</p> <p>世帯ベースの給付率は96.9%であり、すべての市町村で90%を超えており、総務省が公表する全国ベースの数字は6月19日現在で57.9%であるため、本県は非常に高い給付率であると認識している。</p>
高橋(啓)委員	申請漏れや未申請者への対応はどうか。
市町村課長	市町村によっては申請されていない世帯に対し、個別に職員が訪問して申請を促す取組みを実施している。
高橋(啓)委員	人事異動のサイクルについて、一つの部署に長くとどまるような取組みが今後必要になると考えるが、現在の人事異動の方針はどうか。
人事課長	<p>人事異動については、組織活性化、職員の士気高揚という視点も踏まえ、適材適所の原則に立ち意欲と能力のある人材の積極的な登用に努めている。</p> <p>人事異動の間隔を長く取り、落ち着いた人事という視点は重要であると考えため、今年度においても県民や民間企業と直接関わる部門、大規模イベント担当の職員については、人的ネットワーク構築や事業の継続性という観点から配慮を行った。</p> <p>その結果、本年4月の異動数は、職員数に占める異動者は37.9%と過去5年間で最低の数字となっている。</p>
高橋(啓)委員	県職員の休職、特に精神疾患による休職の状況はどうか。
人事課長	<p>知事部局において、精神疾患により休暇または休職した職員は、令和元年度を通して53名であった。平成30年度が44名であり、10名程度増えた。また、今年度5月末までの状況は24名（前年同期比2名減）である。</p> <p>また、精神疾患は再発者が多いことから、再発防止の新たな取組みについて総務厚生課とも連携して検討を進めている。</p>
高橋(啓)委員	精神疾患に陥る要因の分析は行っているのか。
人事課長	要因は様々ある。仕事の問題、家庭や個人の抱える問題、人間関係の問題等が単独もしくは複数絡み合っ発生したものもあり、一概に分析できない状況である。
高橋(啓)委員	職場が原因で発生するストレスを軽減し、職場環境の改善のためにある労働安全衛生委員会について、その議論はどうか。
総務厚生課長	労働安全衛生委員会は年4回、本庁衛生委員会は毎月など定期的に開催

発 言 者	発 言 要 旨
高橋(啓)委員	<p>し、職員の職場環境やその働き方の問題点等について議論を行っている。</p> <p>例えば、長時間労働を行った職員に対しては、産業医による面接指導等を行っているが、長時間労働が増加している背景もあり、昨年からはその体制を強化し、連続して行っている職員に対し、面接回数を3か月に1度から毎月に増やしたり、対象職員の範囲を拡大するなどしている。</p> <p>今年の6月から通称パワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）施行されたが、県におけるハラスメントの実態はどうか。</p>
人事課長	<p>人事課、総務厚生課、各総合支所総務課にハラスメントの相談窓口を設けている。その相談件数は令和元年度6件、平成30年度7件、今年度は現時点で1件の相談があった。</p>
高橋(啓)委員	<p>パワハラ防止のためにどのような方針をとっていくのか。</p>
人事課長	<p>平成26年度にパワハラ防止指針を作成している。6月1日付けで新しい国の指針が施行されたため、それを踏まえ、職場におけるパワハラに該当する・しないの例示を設けた。パワハラ防止のためには職員一人一人の意識改革や各所属長の目配りが重要になるため、引き続き会議の場や職員研修等を通して意識改革や意識向上を図っていきたい。</p>
高橋(啓)委員	<p>水道事業の広域化の取組みの進捗はどうか。</p>
参事(兼)食品安全衛生課長	<p>水道事業の広域化については、平成30年3月に長期的な展望や10年後の目標値を記した山形県水道ビジョンを策定した。</p> <p>このビジョンに基づき各種施策を実施しているが、平成30年11月から水道基盤の強化に向け、県内4圏域ごとの広域連携検討会を立ち上げ、延べ64回検討会を実施している。圏域内の検討会では、まず現状分析と将来見直しを行い、これまで通り市町村の水道事業継続した場合、水道料金を相当程度値上げしないと経営が成り立たなくなる見込みであり、広域連携を推進していかなければならない、との認識を共有したところである。</p> <p>今年度は、市町村の区域を超えた最適な水道システムのパターン設定に基づいた将来シミュレーションを行い、その結果によって各圏域における水道広域化推進プランの素案を作成したいと考えている。</p>
金澤委員	<p>地方創生臨時交付金の執行残の取り扱いはどうなるのか。</p>
財政課長	<p>地方創生臨時交付金については、基本的に今年度自治体を実施するコロナ対策に使うことになるが、二次補正の際に制度改正がなされ、例えば今年度の利子補給等、一定の用途については基金に積み立てることが可能となり、後年度にも活用できることになった。</p>
金澤委員	<p>当初予算に計上している事業の執行見直しに伴う減額は今回提案の補正予算案に含まれているのか。</p>
財政課長	<p>今回の補正予算案には含まれていないが、例えば春に予定していた東北絆まつり開催の関係経費、春夏の台湾チャーター便の関係経費、不急のシステムの開発経費や庁舎の修繕費等については執行見直しを実施し、現時</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>点で総額約 3 億円を確保している。</p>
金澤委員	<p>地方創生臨時交付金は現時点でどの程度予算化されているのか。</p>
財政課長	<p>地方創生臨時交付金の本県の配分は一次分で約 55.7 億円、二次分で約 127.5 億円となり総額で約 183 億円となっている。これに対して 6 月補正までに約 99 億円の歳入予算を計上している。</p>
金澤委員	<p>新型コロナ関連の業務において県職員の連携の状況はどうか。</p>
人事課長	<p>新型コロナ対策においては、県境部での啓発活動や各保健所等における相談対応、疫学調査等様々な業務があり、全庁挙げた協力体制も構築し、必要に応じて部局内、あるいは部局を跨いだ応援体制というの構築してきた。本庁では、防災くらし安心部、健康福祉部、産業労働部において新型コロナ対応で業務多忙な状況が現在も続いており、例えば健康福祉部であれば、部内各課からの応援体制に加え、4 月末からは他部からの応援体制も組み合わせ対応している。</p>
金澤委員	<p>今年 4 月から内部統制制度が本格的に運用されたが、運用以前の業務ミスの状況はどうか。また、内部統制制度によりどう変わるのか。</p>
行政改革課長	<p>内部統制の以前の状況は、特に大きい事務ミスが起きた場合に、その都度、総務部長や行政改革課長名で通知を出して注意喚起し、ミスの再発防止措置を講じてきた。</p> <p>内部統制制度については平成 29 年 6 月の地方自治法改正により、今年 4 月からの導入が義務化されたが、発生してしまったミスや発生しうるリスクをチェックシートという形で見える化し、事務を行う都度に確認しながら事務を執行することで所属長や部局長という各段階でどのように実施されたかを定期的に確認し、年度毎に知事の評価、監査委員や議会への報告、ホームページ上で県民への公表を通じて行政事務の信頼性を確保する制度となっている。</p>
金澤委員	<p>チェックシートの詳細はどのようなものか。</p>
行政改革課長	<p>チェックシートについては、現在財務関係事務のみとなるが、監査等で多く指摘されている箇所や会計局での出納事務において頻繁に指導する箇所、今まで発出された文書等を全て網羅し、そのチェックシートを見れば根拠法令を含め理解できるようになっている。</p> <p>決裁課程において、それぞれの職位においてそのチェックシートを見ながら確認するという取組みを進めており、それが定期的に部局長の段階、さらには県庁全体の推進体制として設置している推進本部の段階での確認となるものである。</p>
志田委員	<p>現在、各航空会社で減便を行っているが、復便のための仕組みはどうか。</p>
総合交通政策課長	<p>これまで羽田空港の発着便については減便すれば国土交通省が発着枠を取り上げるルールがあったが、新型コロナが原因で減便している限りにお</p>

発 言 者	発 言 要 旨
志田委員	<p>いては取り上げない、というルールの一部緩和を行っているため、羽田便を含め復便をするか否かは事業者の判断に任されている。</p> <p>庄内空港と山形空港の減便の状況と復便の見込みはどうか。</p>
総合交通政策課長	<p>庄内空港では7月1日から羽田便が2往復4便になり、成田便については、7月末から利用の多い日を中心に3日程度復便すると聞いている。</p> <p>また、山形空港については1往復2便が羽田便と名古屋便。札幌便も7月1日から復便している。</p>
志田委員	<p>地域にとっては早期の復便が重要と考えるが、県の取組みはどうか。</p>
総合交通政策課長	<p>事業者からみれば需要がなければ供給しないということになるが、供給が先に来て需要が後から来るとこともある、ということ当課からは説明している。</p> <p>また、今回の補正で提案した2,000万円の予算も活用して、パッケージ旅行の需要を創出して利用の促進していきたい。</p>
志田委員	<p>臨床検査技師等の採用状況はどうなっているのか。</p>
人事課長	<p>令和元年度は採用なし、平成30年度は2名、29年度は4名である。退職補充が基本である。</p>
志田委員	<p>文化財保護の業務が今年度から教育庁から知事部局に移ったが、学芸員の採用は何名いるのか。</p>
人事課長	<p>現在、学芸員の採用はしていない。県立博物館にいる学芸員は全て教員である。その採用については本年度移管されたばかりということもあり、その必要性も含めて観光文化スポーツ部としっかり議論していきたい。</p>
志田委員	<p>平成21年度から始まった障がい者トライアル雇用の現状はどうか。</p>
人事課長	<p>障がい者トライアル雇用はこれまで延べ83名がトライアル雇用されており、うち20名がトライアル雇用を経て、非常勤職員制度または知的障がい者非常勤職員制度に移行している。なお、本年度は5名分の予算を確保し、6月現在でトライアル雇用は3名、残り2名分は募集中である。</p>
志田委員	<p>この取組みを市町村でも実践してほしいと考えるが、現状はどうか。</p>
市町村課長	<p>県と同様の取組みを実践している市町村については承知していない。市町村に対し、県の取組みを紹介してまいりたい。</p>
志田委員	<p>新型コロナ対策で市町村が実施する持続化給付金のような事業については、県民が等しくその利益を享受できるよう、実施していない市町村に対して県が独自に支援すべきと考えるがどうか。</p>
財政課長	<p>持続化給付金への上乗せや対象外となる事業者への独自支援については、予算を編成するにあたり議論を行ったが、県としては、新生活様式の</p>

発 言 者	発 言 要 旨
志田委員	<p>設備投資など、将来の経済活動の基盤づくりに活かせる事業を優先すべきと考えた。</p> <p>生活衛生同業組合などの業界団体では業種別ガイドラインを作成し、業界で感染拡大防止対策を推進しているが、組合に加盟している事業者は全体の半分にも満たない状況でもある。組合に加盟していない事業者は手探りで感染症対策を行っている現状があることから、県が独自にガイドラインを作成すべきと考えるがどうか。</p>
参事(兼)食品安全衛生課長	<p>現在県内には、飲食、理美容、クリーニング等の生活衛生同業組合が11組合ある。組合員数は令和元年12月末で2,820人であり、組合に未加入の事業者のほうが多いと認識している。</p> <p>業界ごとのガイドラインの内容は、食品衛生法に基づく衛生管理がその基礎になっている。県が独自にガイドラインを作成した場合、2つの基準が存在し、混乱してしまうという意見もある。業界団体に加入していない事業者には、食品衛生法などで法定された事項を遵守しながら、施設のレイアウトや規模等に応じて創意工夫の上、できる範囲で感染防止対策に取り組むというガイドラインの趣旨を踏まえ、対応してほしいと考えている。</p>
渋間副委員長	<p>学校における感染症対策ということで1億8,900万円計上されているが、公私の内訳や積算はどうなっているのか。</p>
学事文書課長	<p>私立学校分は2,400万円で、残りは公立学校分である。1校当たりの上限額内での支援となり、個別の詳細までは分けていない。</p>
渋間副委員長	<p>私立学校の関係者から、各学校で資材を購入し必要経費を申請し補助を受ける方法は手間がかかるという話を聞いた。</p> <p>県が直接資材を購入し、私立学校に配付することはできないのか。</p>
学事文書課長	<p>現物による支給については、各学校のニーズに即したものに対応できないという問題があり、補助金として交付しそれを各学校の事情に応じて購入することが適していると考えます。なお、私立学校からの申請については、様式の簡素化を図っていきたい。</p>
渋間副委員長	<p>県が係争している案件はどれくらいあるのか。</p>
学事文書課長	<p>令和2年5月1日現在で県が当事者となっている訴訟は13件把握している。</p>
渋間副委員長	<p>新型コロナ対策における産業支援については補助金や金融上の政策に加えて、税制面でも対応が必要と考えるが、県の対応状況とその周知はどのようになっているのか。</p> <p>また、相談件数等の実績はどうか。</p>
税政課長	<p>徴収猶予の特例や申告期限の延長については、県のホームページの新型コロナウイルス感染症に関するポータルサイトに掲載しているほか、テレビ、ラジオ、新聞広告、県広報誌で周知を図った。法人県民税、法人事業税の申告納付をインターネットで行うeLTAXを活用し、制度をまとめたチラシの送信を行い、さらに各総合支庁の窓口でもチラシを設置・配布するなど、</p>

発 言 者	発 言 要 旨
渋間副委員長 税政課長	<p>様々な機会をとらえて周知に努めている。今後は納税通知書を発送する際にチラシを同封するなど工夫をこらして対応したい。</p> <p>また、相談や申請の件数については、4月30日から6月25日までに、法人の申告期限の延長については33件の相談があり、うち26件が申請に至った。加えて徴収猶予の特例については、208件の相談があり、183件が申請となった。</p> <p>自動車税種別割に係る新型コロナへの県独自の取組みはあるのか。</p> <p>税務窓口の混雑緩和による新型コロナの感染拡大防止を目的として、自動車税種別割に係る身体障がい者等の減免申請期限を、今年度に限り1か月間延長して6月30日までとした。延長を行うにあたり、令和2年5月8日に告示とプレスリリースを行うとともに、県のホームページにも情報を掲載し周知を図った。</p>
【請願12号の審査】 渋間副委員長	<p>願意妥当であり採択すべきである。</p>